

アルケイアー記録・情報・歴史―
第一四号 二〇一九年十一月 二二七―一四五頁
南山アーカイブズ

古文書の機能と半現用文書概念

永井英治

南山大学国際教養学部国際教養学科

The Function of Documents and the Semi-current Documents Concept

Department of Global Liberal Studies, Faculty of Global Liberal Studies,
Nanzan University

NAGAI Eiji

Archeia: Documents, Information and History
No.14 November, 2019 pp.127-145
Nanzan Archives

はじめに

一 遵行文書の機能

1 当事者主義

2 当事者主義による文書の利用

二 現用・半現用・非現用

三 半現用文書の保管場所

四 現用文書

おわりに

古文書の機能と半現用文書概念

永井英治

はじめに

中世古文書をアーカイブズ学の視点から積極的に再構築している論者として上島有を挙げることに異論はないであろう。古代・中世・・・のように当該期固有の性格を帯びながらも、それらを古代アーカイブズ学・中世アーカイブズ学・・・のように孤立させるのではなく、アーカイブズ学という大きな枠組みとして古文書を再検討しようとする上島の構想^①は、アーカイブズ学の方角としても首肯されよう。

その場合、近現代公文書を主題として展開してきたアーカイブズ学の概念が、他の時代のアーカイブズ学の理解に有効であれば積極的に利用すればよいのであって、中世古文書学なら中世古文書学の枠組みにとどまっている必要はない。上島有の近年の研究が注目される所以である。その上島が、最近、中世古文書学に関して重要な論点を積極的に主張した。

従来の中世古文書学では、佐藤進一『「新版」古文書学入門』による定義が準拠されてきたと思われる。すなわち、

「特定者から特定者に対して文字を使用して行なわれる意思の伝達手段（二八四頁）」であり、「相手方に種々さまざまな反応の起こることの期待を含んだ伝達（同）」である。これを要約すれば、特定者から特定者への文字を使用した働きかけ、ということができよう。これに加えて、佐藤は、同定・参照を目的とする帳簿などが、前述の古文書（狭義の古文書）と密接に関連することを重視し、帳簿などを広義の古文書とした。⁽²⁾これに対して上島有は、同定・参照のために利用される文書は、いったん発給者から受給者に送達されて以後、それらが蓄積されて利用されることを指摘し、さらにこれを一般化して、古文書の本質的性格は、発給者から受給者に何がしかを伝達することであるとした。その結果、従来、古文書が本質的にもつていたとしてきた、単なる伝達に止まらない働きかけは古文書の永続的機能の出発点ではなく、伝達された内容がもたらす副次的効果であるとしたのである。⁽³⁾

上島の指摘を敢えて近現代文書に想定して考えてみよう。大学の卒業証書は特定の日付で学長が卒業生に「卒業したこと」を伝達する文書であり、卒業生が卒業証書を受け取った時点で、伝達するという本質的効力は役割を終える。しかし、「卒業したこと」を証明する卒業証書の内容により、副次的に卒業証明書の役割を果たすというのである。私たちが日々利用している多くの文書は、本質的効力を失ったものであり、その内容によって副次的に利用されているに過ぎないことになる。それは、運転免許証や身分証明書などいくらでも挙げることができる。

学術的手続きからは、伝達が本質的機能、証明などは副次的効果であると事象を詳細に理解することができるとしても、証明書は証明書であると捉える日常的感觉との乖離は無視し難い。上島はあくまでも中世古文書に限定して議論しているのであるが、先にみたような上島の構想からは近現代文書を除外すべきではないであろう。とすれば、前述のような学術的理解と日常的感觉との乖離は見過ごすべきではない。研究者にのみ通用する世界を作り上げることになるからである。すでに『史学雑誌』「回顧と展望」⁽⁴⁾も、古文書の本質的機能を伝達することに違和

感を示している。

そこで、本稿では、まず中世に限定して、古文書の本質的機能を伝達とする上島の議論を再検討することから始めたい。ここでは、研究者が文書の機能をどのように理解するかということだけでなく、中世の当事者がどのように文書を捉えていたかを問題としたい。方法としては遵行命令文書の機能を考えることで上島の指摘を再検討したい。

次に、上島が自説の理論的基盤として導入した、アーカイブズ学における現用・半現用・非現用の概念について考えることで、上島の議論の淵源を考えてみたい。上島は、文書が伝達という行為を終えるまでが現用文書であり、照合の機能が働くのは半現用段階であるという理解を示しているが、ここで持ち出される現用・半現用・非現用の概念は近現代アーカイブズ学から援用されたものである。そこで、当の近現代アーカイブズ学でこれらの概念がどのように用いられているかを考え、中世への適用の可否を検討してみたい。以上により、中世文書の本質的機能は伝達とする上島の指摘を再考してみたいのである。

一 遵行文書の機能

1 当事者主義

はじめに一通の古文書を引用する。これは、室町幕府二代將軍足利義詮の遺言の執行として、細川頼之が率先した、いわゆる応安半済令（応安大法）⁵における寺社本所領回復令の実践命令である。

【史料A】

東寺雑掌頼憲申伊予国弓削嶋領家職事、可沙汰付下地於雑掌候也、恐々謹言、

(応安元年)

閏六月十七日

(細川頼有)

宮内少輔殿

(細川)
頼之(花押)

伊予国弓削嶋領家職の東寺への沙汰付けを命じるこの文書では、執事／管領でもある細川頼之は、守護として国内の案件に対して文書（書状の形式をとるが守護書下と捉えられる）を発給しており、管領奉書（幕府御教書）を発給していない。応安大法での寺社本所領回復令は守護が扱うものとなっており、細川頼之は執事／管領として関与することを避けたものと考えられる。つまり、執事／管領と守護を兼任する者が、その立場によって文書の様式を使い分けているのである。この使い分けが受給者にも理解されているので、応安大法の適用を求める訴訟は守護、それ以外は幕府へと提訴される。応安大法に関しては、守護に対して書下を求める訴状が提出されるのである。ある事柄が発給者から受給者に伝達されるとして、どのような形式になるか、受給者も注意しているのである。

この文書の形式的な受給者は宛名人の守護代・細川頼有であるが、実際に受け取るのは応安大法の適用を求める訴人頼憲である。これが中世文書の当事者主義である。東寺雑掌頼憲が受け取った段階ではまだ細川頼有への伝達は完了していない。細川頼有が訴状などとともに東寺雑掌頼憲のもとに守護の命令を伝えて、守護使への施行状を得てはじめてこの文書の伝達は完了する。これを東寺雑掌頼憲の行為に即してみれば、自分が受け取った【史料A】を根拠として細川頼有に【史料A】の内容の実現を求めるのであり、文書が存在が東寺雑掌頼憲を介して細川頼有に働きかけているのである。この働きかけが守護代による守護使宛の遵行命令文書の発給である。以上のような理解を形式的であるとして退けることはできない。当事者によるこのような動きこそが実態だからであり、文書の伝

達と内容による働きかけとは表裏の関係である。

幕府法の適用を求め、守護へ提訴し、発給された文書（守護書下）を以て守護代に実現を求める（具体的には守護使の発遣を求める）行為を、発給された文書の本質から切り離してしまうことは、文書の実態的な動きとそれを受け取る人々の意志を軽視することになるのではないか。

実は上島自身が遵行手続きの文書について、手続きの始まりの沙汰付命令文書から使節の打渡状に至る文書群を文書の「かたまり」とみて、この文書の「かたまり」が打渡を命じることを指摘している。そのかたまりを構成する文書群を一通一通に分解すれば、伝達内容を根拠とした次の命令が一連の場面で行なわれていることを知ることができる。【史料A】でいえば、この次に守護代による守護使宛の遵行命令文書が発給される。先に行なった簡単な解析は、かたまりの中の動きのひとつをクロースアップしたに過ぎないのである。つまり、文書の内容が文書の次の動きを要請しているのである。

2 当事者主義による文書の利用

【史料B】

小早河駿河入道普浩申安芸国造果保事、普浩為拝領知行之地之處、押寄彼要害、致合戦、濫妨所務云々、太招其咎歟、所詮、不日退彼在所、宜被仰上裁、若无承引者、縦雖帶本訴之理、任御事書之旨、可有付沙汰之状、依仰執達如件、

応安貳年六月十七日

（細川頼之）
武蔵守「在判」

（丁親）
嚴嶋神主殿

この細川頼之奉書は嚴島了親に宛てられているが、嚴島了親は【史料B】によって係争地である安芸国造果保を

与えられているのではなく、退去を命じられているのである。その結果、造果保を知行するのは、小早川普浩である。この前年には隣国である周防国守護の大内弘世に二度にわたって遵行が命じられているが果たされず、使節が発遣できず当事者に退去を命じるという異例の文書発給となっている。⁽¹⁾

【史料B】も受給者は「厳島神主」となっているが、当事者である小早川普浩が実際には受け取っているとみるべきであろう。形式上の受給者は【史料B】によって不利益を被るから、実際の受取人が【史料B】を利用したとみられる。この文書の正文は公驗として幕府に提出されたと思しく、応安六年（一三七三）七月十九日室町幕府裁許状写に引用されている。とくに、その一部が「若无承引者、縦雖帶本訴之理、可有殊沙汰」として裁許状の終盤に再度引用され、事実上、これが裁許の根拠となっている。すなわち、【史料B】は、発給・受給後の文書の内容が「現在」を説明する証拠文書となっているのである。造果保をめぐる訴訟はこの後も続き、至徳元年（一三八四）十一月二十八日斯波義将カ奉書写では応安六年（一三七三）七月十九日室町幕府裁許状を根拠にして厳島了親宛の御教書が召し返されている。十一年前の裁許状もまた「現在」の証拠文書として利用されているのである。

安芸国造果保をめぐる相論で、【史料B】は形式上の受取人である厳島了親に退去を命じる幕府の意志を伝達する文書としてまず機能し、厳島了親を退去させるという内容によって当事者である小早川普浩を利用する文書として利用された、複雑に見なければならぬのである。前年には隣国守護大内弘世を使節に任命しなければならぬほど適当な使節が不在な中で、当事者に退去を命じる文書が作成されて、それが実際の受取人によって受容され、当事者によって排除されるべく発給されたと素直に読むことはできないであろうか。このように読むことができるのであれば、【史料B】は、実効力はともかく、当事者による所領回復のために作成されたと理解すればよいように思われる。

以上から、古文書の本質を伝達に限定することは、古文書がその内容に即して機能するという事実を見過ごすことになり、僅かな事例からではあるが、当事者たちも古文書の機能を認識し利用していたと考えられることがわかった。そして、古文書の内容が有する機能は文書発給の後に続くのである。

二 現用・半現用・非現用

ここでは、上島が中世古文書学に導入した現用・半現用・非現用の概念についてみていくことで、上島のアーカイブズ理解の淵源について考えたい。現用・半現用・非現用は近現代公文書に即して議論されており、以下は半現用概念の導入の如何を考えることとなるので、議論は近現代アーカイブズが対象となる。

現用文書とは、業務の現場で実際に利用されている文書であり、非現用文書は業務文書としては利用されていない文書となる。このように、現用・非現用の理解はそれほど複雑ではない。しかし、利用されているかいないかをその都度判断するのは効率的ではなく、さらに何を以て「利用」とするのかについては主観的な判断が伴いがちとなる。そこで、現用か否かを業務文書の文書保存規定における保存年限を基準とする理解が採用され、客観的基準を装うことになる。

このように基準が設定されると、日々の業務の中でほとんど利用されていない文書が保存規定の保存年限内であることがある。¹³ほとんど現用文書と実感されず利用されることも極めて乏しい現用文書の多量の存在が、業務の現場を圧迫することは予想される。当然、効率的な業務運営にも影響する。そこでこのような文書を業務の現場から他に移してしまうことが発想される。もちろん、文書の所在は明らかにしておかなければならないことはいうまで

もない。このような場合、業務での利用がほとんど期待されない業務文書に現用文書であるという感覚を維持することは難しい。

一方、比較的短期間の保存年限が規定されながら、文書の内容から業務の現場での保存を延長した方がよい場合もある。たとえば、学校教育法施行規則に二十年保存と規定された指導要録⁽¹⁵⁾（大学では学籍簿が相当）がある。百年前の学籍簿に基づいて卒業証明書の発行を求める卒業生当人はまずいないが、卒業生（の子孫）の利益のため、大学の業務として発行できる体制を作っておくことが、大学の社会的責務であろう⁽¹⁶⁾。ところが学籍簿が毎年保管されていけば、日常の業務の場に影響してしまうことが簡単に予想される。このような問題が文書保存規定から生じていることは否定し難い。業務の現場の視点だけでなく、組織全体を見渡して作成された文書保存規定の改正は、いったん、タガを緩めてしまえば、とめどない改編の可能性がある⁽¹⁷⁾。

このように、「ほとんど現用とは意識されない現用文書」「業務で利用する可能性がある本来は非現用文書」が、業務の日常感覚から生まれることになり、現用とも非現用とも理解できる文書が半現用文書と呼ばれることになる。つまり、半現用文書とは業務の現場感覚から生まれた曖昧な存在ということになり、便利な概念として重宝されることになる。仮に、このような曖昧な性格の文書を失くすとなれば、文書保存規定の見直しや文書を収容する業務の現場そのものの見直しが必要になり、大掛かりな作業になることは間違いない。

半現用文書を現用文書と非現用文書の中間に位置付ける議論はアーカイブズ学におけるライフサイクル論⁽¹⁸⁾として紹介されているが、アーカイブズ学が実践の学であることから生じる、現場感覚に基づく概念の提言でもある。こうした出自を反映して、半現用文書⁽¹⁹⁾の概念規定は、現場によって多様であり得る。共通するのは、現用と非現用の中間に位置付けられるという、便宜的な性格規定である。ライフサイクル論では、文書は現用→半現用→非現用

と遷移するものとして理解されるが、業務の現場では、遷移しない文書もある。非現用文書とされることがない学籍簿はその一例であろう。

すべてが現用↓半現用↓非現用と遷移することはないのであれば、モデル論を除き、これらの概念を利用して文書のライフサイクルを論じることが困難になる。しかし、矛盾した物言いになるが、現用から半現用に、半現用から非現用に遷移する文書もある。遷移しない文書を特殊と位置付ければ、多くの場合、現用・半現用・非現用は文書の一時の状態を理解する有効な概念となる。すなわち、現用・半現用・非現用は固定的な概念でなく、ある状況で特定の概念として位置付けられたものであり、別の概念に遷移することを常に念頭に置かないと、アーカイブズは静的な存在になってしまう。静的なアーカイブズは、文書の移管がないという意味でアーカイブズとしての機能を果たしているとは言えないであろう。以上から、文書の保存の実態と理想は必ずしも一致せず、現用・半現用・非現用の概念は便宜的に有効として用いられることが確認できた。この便宜性が中世古文書学でも有益であるかが問題となる。

三 半現用文書の保管場所

「ほとんど現用とは意識されない現用文書」「業務で利用する可能性がある非現用文書」という曖昧な性格の文書は、性格が曖昧であるにとどまらず、その保管場所が問題となる。もとより、近現代アーカイブズがそのまますべての時代に適用できるとは限らないが、半現用文書の場合、その属性に即して保管場所を考えることは重要である。

半現用文書の保管場所として、まず考えられる解決策は別置である。この場合、別置文書の所在を業務の現場は

確実に把握しなければならない。では、多くの部署が別置文書を持つことになったら、どうなるであろうか。組織全体の文書管理は困難を極めることが容易に想定される。そこで指摘されるのが文書の集中管理センターである。⁽²⁰⁾しかし、ここでも解決しなければならない問題は残る。

第一に、文書の管理責任である。集中管理センターが責任を持つことになれば、業務の現場からの移動は、管理責任の移動を伴う移管となる。新たな管理責任者は、ある文書がどうしてここに移管され、どのような場合に現用として理解されるのかを把握しなければ、集中管理センターの意義を理解できないことになる。そこで次善の策として、本来の業務部署が担当する文書について保管責任を以て扱うこととなる。こうして集中管理センターができたとしても、それは別置文書の集合体であり、集中して管理されることの意義は少ない。管理責任が旧来の業務部署にある場合、業務の現場から集中管理センターへの業務文書の移動は業務部署が判断する。集中管理センターからアーカイブズへの移管は業務文書の文書保存規定に沿って行なわれることになるが、移管の責任主体についてアーカイブズがどのように関与するかが問題となる。業務で利用する可能性がほとんどなくなったと個別的に判断を重ねることでの移管か、現状での保存の延長になるか、集中管理センターに保管された文書についてアーカイブズの判断が入ることがない場合、アーカイブズは組織の文書の全貌を知りえないのである。⁽²¹⁾

第二は公開に関する問題である。非現用文書でない限り、現状においては文書の公開を希望する場合は、情報公開請求を業務部署に対して行なわなくてはならない。集中管理センターの別置文書を含んだ業務文書のわかりやすいリストが作成されていなければ、対応は遅れるばかりである。しかし、集中管理センターは公開のための施設ではないから、要求に直ちに応じられるものでもない。

第三はアーカイブズとの関係である。機能と目的が異なるとしても、文書管理施設が二つあることの負担は組織

には大きい。そこで、アーカイブズの間保管庫を集中管理センターに充てようとするのが考えられるが、これは問題がある。アーカイブズが管理責任の主体となれば、半現用↓非現用の遷移を責任を以て行なうことができ、公開への対応のアーカイブズでの閲覧に一本化できるが、反対に中間保管庫本来の機能が損なわれる。アーカイブズに移管された非現用文書を整理するまでの一時保管場所が失われることになりかねない。中間保管庫はアーカイブズの所管であるべきであるが、曖昧な存在は保管場所と責任主体をも曖昧にしてしまうのである⁽²³⁾。

このように保管場所に象徴される文書の性格に問題をはらんだ概念を中世古文書学に援用しようとする場合、もともとの半現用文書の理解に振幅があるように、中世文書で半現用とみなすことが可能な文書には同様のことが予想される。中世寺院文書の保管場所については、大きく言えば、宝蔵と御影堂が指摘され、宝蔵から御影堂への移管が進む場合があることが指摘されている⁽²⁴⁾。しかし、宝蔵からも御影堂からも業務の利用のための文書の貸し出しは行なわれており、アーカイブズ学的視点から二つの保管場所の性格の違いを論じることが容易ではない。ともに現用文書・非現用文書を扱っていると言えるのであろう。上島の提言は、中世における現用文書を大幅に圧縮し、半現用概念を積極的に利用するものであるが、担当者の机の上から御影堂までを区別なく扱ってしまうことになってはならない。すなわち、半現用概念の拡大は、保管されている文書の性格をひとまとめにしていまいかねず、有益とはいえないのである。したがって、半現用概念の中世古文書学への適用は慎重でありたい。

四 現用文書

問題は、現用文書から半非現用文書に遷移するときの本来の業務との関係である。上島はこの本来の業務に相当する文書本来の機能を伝達に設定し、伝達を終えた文書を半現用に対応させた。これは近現代文書で考えれば、文書本来の目的であるとする伝達こそが当該文書作成の目的であり、伝達を全うさせることが業務ということになる。文書が伝達されたとき、伝達されるべき内容の実現が期待されるが、それは本来の目的ではなく副次的であるとする、文書作成の動機は直接の目的と副次的目的に分裂するといういささか複雑なものになるのではないか。上島はこのことを割り切って、文書本来の機能・現用文書、副次的な機能・半現用文書と設定したのであるが、伝達された内容の実現は伝達とは別の問題と発給者は考えていたと言えるであろうか。⁽²⁵⁾ 中世の遵行文書に即してみたり、両者を断絶させることは適切ではない。

仮に文書本来の機能としての伝達が実施され、続いて副次的な機能が実現されるべく業務が継続され、その副次的機能の実現如何が前提となつて次の問題が継続し新たな業務が発生したとする。そこでの業務は、最初の業務と無関係ではないが関連する新しい業務とみなすか、問題が継続している同一の案件への対応とみなすべきか、いずれであろうか。これは中世文書だけの話ではない。アーカイブズの多くは、日々の業務の参照のために保管されている状態を現用文書と位置付けているのではないだろうか。上島の見解は、これをすべて半現用文書という概念にみてしまうのである。⁽²⁶⁾ しかし、現在進行形で問題が継続しているとき、現在の事態のために参照される文書が常に現用ではないというのは感覚的にも不統一では不統一であろうか。⁽²⁷⁾

もちろん、業務が終了して時間が経過した後で、さまざまな理由により、当該業務の関係文書が閲覧されること

がある。先例の調査はその最たるものであろう。この場合、先例は、終了した業務が、現在とは異なる過去においてどのように執行されたかを現在の関心から読み解くものとなる。場合によっては、再現が目的とされることがあっても担い手や趣旨が異なるなど相違はあるであらう。それは、参照する事案によつては完全に過去の事例であってもよく、その場合、非現用文書が参照の対象となる。しかし、先例が強く意識された事例であったり、行事が復活したりする場合など、非現用文書を閲覧していても関心は現在にある。こうした事例において参照される文書が非現用でないように意識されるとき、半現用という概念を用いると感覚的に落ち着く場合がある。「業務で利用する可能性がある非現用文書」としての半現用文書である。ただし、これは個別の感性的判断であつて、上島のような一律の判断を下すものではない。

繰り返しになるが、現用・半現用・非現用の概念を設定することは容易であるが、その概念をどのように規定するかは容易なことではない。大枠では三つの概念が理解されても、個別の事例では、相互の適切な配置が問題となるし、遷移することを考えれば、概念自体が一時的なものとなる。

このように困難な概念規定を明確な指標で区分しようとするのが上島の方法であり、とくに、現用・半現用を上島のいう本質的な機能Ⅱ伝達が果たされた時点をも以て形式的に区分してしまうことに、違和感が生じるのである。とくに日常感覚から乖離させた概念設定は、アーカイブズ学にジャルゴンを持ち込み、利用者の日常感覚から遠いものにしてしまうであらう。学術概念ではあり得る手法かもしれないが、実践と結びついたアーカイブズ学としては適切と言えるであらうか。

おわりに

上島が現用文書としての機能を伝達に限定したのは、半現用文書との違いを明確にするものであったが、現用の定義が厳格に過ぎた（半現用の定義が広すぎた）と言えそうである。まだ現用文書として機能している文書を、どこかに保管している状態であれば半現用文書とする、概念の統一がもたらした結果とも考える。半現用概念はアーカイブズの現場から導かれた重要な概念であるが、論者によって便宜的に利用されるきらいがある。仮に上島の論を積極的に継承するのであれば、受給者への伝達という本質的機能を果たした古文書は、今度は文書の内容によって機能させられ、保管される。言い換えれば、すべての保管された古文書は機能しているのである。

安芸国造果保をめぐる相論は、建武年間（一三三四～一三三八）に端を発し、文和（一三五二～一三五六）・延文年間（一三五六～一三六二）に顕在化し、応永十八年（一四一一）に至っても継続している。²⁸ 応安六年（一三七三）七月十九日室町幕府裁許状が至徳元年（一三八四）の問題を解決する根拠とされたように、文書は業務を参照するための参考資料としてのみではなく、その時々問題の現状を説明すべき文書であったというべきであろう。文書は、伝達を終えてからも機能しているのである。これを副次的機能とするのでは、当事者の努力は報われない。

上島の試案は、文書の本質的効力を伝達に認める点で、従来の古文書学から大きく離れる。しかし、文書作成時に期待された効力は後にまで期待され、利用されるのである。これは、伝来する中世文書が権利関係の文書中心であるということからもたらされる理解でもある。とすれば、現存する中世文書からみれば、伝達というはじめに利用されるまでが現用の段階で、そののちは副次的機能によって利用される半現用文書という区分を設けるのではなく、文書保管施設から出されて、当該文書の内容に即して利用されるその後の段階を含めて、中世文書は現用文書

として利用・保管されたと考えることはできないであろうか。⁽²⁹⁾アーカイブズ学の現用・半現用・非現用の遷移の理解を中世文書に適用させるのであれば、現用・非現用と区分すればよいと考えてみたい。近現代文書から構築されたモデルを無理に他の時代に合わせることはないように思われる。⁽³⁰⁾従来から考えられていたように、中世文書の副次的機能による利用は、近世になって、文書が非現用となつてから行なわれたとする通説的理解に従いたいのである。

註

- (1) 上島有『中世アーカイブズ学序説』、二〇一五年、思文閣出版。
- (2) 佐藤進一『新版』古文書学入門』第一章「古文書と古文書学」第一節〔補注一〕、二〇〇三年、法政大学出版局。
- (3) 上島有『新しい中世古文書学 アーカイブズとしての古文書』、二〇一八年、清文堂。
- (4) 「中世」総説・史料」(中島圭一執筆)、二〇一九年五月、史学会編・山川出版社刊。
- (5) 村井章介『徳政としての応安半済令』『中世の国家と在地社会』、二〇〇五年、校倉書房、初出は一九八九年。
- (6) 東寺百合文書せ御教書並達九四号。東寺百合文書 WEB。
- (7) 村井章介『南北朝の動乱』村井章介編『日本の時代史10 南北朝の動乱』、二〇〇三年。吉川弘文館。
- (8) この「事書」については、後考に期したい。
- (9) 『小早川家文書之二』四九五号〔大日本古文書』、以下同〕。
- (10) 応安元年(一二三八)八月二十八日細川頼之奉書写・同年十二月二十九日細川頼之奉書写、『小早川家文書之二』四九二号・四九四号。さらにそれ以前、小早川春平・平賀重宗にも命じている(同年閏六月二十四日今川了俊カ奉書、『同』四九一号)。
- (11) 退去させる当事者は、東寺であり、東寺に与同する勢力に期待するものと考えられる。
- (12) 『小早川家文書之二』四九七号。
- (13) 『小早川家文書之二』五〇一号。
- (14) 後述する学籍簿がこれに相当すると考えてよいであろう。
- (15) 第十五条第二項。

(16) ゆえに法律での保存年限を超えた年限が設定される。

(17) 「延長」を頒発すれば、文書保存規定は骨抜きにされ、改編するまでもないことになる。

(18) マイケル・ローパー(原田三朗訳)「記録のライフサイクル―概念の発展と適用」安澤秀一・原田三朗編著『文化情報学―人類の共同記憶を伝える―』、北樹出版、二〇〇二年、原著論文の初出は一九九九年。

(19) 名古屋大学大学文書資料室では、現用文書の一形態として半現用文書を設定している。山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援―シームレス型記録管理の試み―」『名古屋大学大学文書資料室紀要』一三号、名古屋大学大学文書資料室、二〇〇五年三月。群馬県立文書館が紹介する有期限文書の中間保管施設としての文書館への移管は、有期限の延長が行なわれれば、ほとんど利用されない現用文書が非現用文書とともに管理されることになる。小暮隆志「群馬県立文書館における公文書受入れ・公開の現状と課題」安藤正人・青山秀幸編著『記録史料の管理と文書館』、北海道大学出版会、一九九六年。南山アーカイブズでは、業務の現場で利用される可能性が乏しい現用文書を受け入れることができるようになっていく。

(20) 小暮隆志「群馬県立文書館における公文書受入れ・公開の現状と課題」(前掲)は、業務部署と文書館の中間に位置する保管施設の重要性を指摘する。ここでいう中間保管施設は、

文書館の施設ではなく、したがって公開は情報公開請求の手続きによって行なわれ、位置付けは非現用ではない。

(21) 神奈川県では年限を設けて判断している。石原一則「記録の評価選別とレコードスケジュール」『アーカイブズ学研究』一三号、二〇一〇年一月、日本アーカイブズ学会。

(22) これは、評価選別の問題でいえば、アーカイブズが評価選別に関与できないことを意味する。

(23) 現状では、集中管理センターに保管された半現用文書が、アーカイブズの管轄下にあることは少ないようであり、桑原英明「行政とアーカイブズ」上代庸平編『中京大学社会科学研究所叢書33アーカイブズ学要論』、二〇一四年、中京大学社会科学研究所、は一般論としてそのように説明する。神奈川県立公文書館でも、中間保管庫内に移された文書保存規定満了以前の現用文書は、公文書館の管轄下にはない。石原一則「記録の評価選別とレコードスケジュール」(前掲)。

(24) 山岸常人「仏道納置文書考」『中世寺院の僧団・法会・文書』、二〇〇四年、東京大学出版会、初出は、一九九二年。

(25) 多重な機能を設定することはできるが、ライフサイクル論からは離れていくことになる。

(26) 現用概念については、鈴江英一「近現代史料の管理と史料認識」第五章「わが国の文書館における公文書の引継移管手続と収集基準について」第二節註(1)で再検討の要が指摘されている。二〇〇二年、北海道大学図書刊行会、初出は

一九八九年。

(27) 業務のための参照がいつまで続くか、したがって半現用から非現用への遷移をどこにみるかは容易ではない。参照の可能性がある文書を同一の概念で考える上島の議論は、この点で首尾一貫している利点はある。

(28) 応永一八年(一四一一)八月十七日畠山満家奉書写、『小早川家文書之二』拾遺一号。

(29) 末柄豊『実隆公記』と文書』五味文彦編『日記に中世を読む』、一九九八年、吉川弘文館、が指摘する紙背に貼り継がれた関係文書が、中世での現用文書と非現用文書の中間に位置付けられようか。

(30) 山口英男『正倉院文書の〈書類学〉』『日本史研究』六四三号、二〇一六年三月、日本史研究会、は、正倉院文書に半現用文書を考えていない。